

## 2024年3月 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 議事概要

### I. 概要

1. 会計基準アドバイザリー・フォーラム (ASAF) 会議が、2024年3月25日及び26日に英国 (ロンドン) で開催された<sup>1</sup>。ASAF 会議の主な内容は、次のとおり。

### 2024年3月 ASAF 会議出席メンバー

#### (ASAF メンバー)

組織名	出席メンバー
パン・アフリカ会計士連盟 (PAFA)	Raymond Chamboko
アジア・オセアニア会計基準設定主体グループ (AOSSG)	Rana Usman Khan 他
企業会計基準委員会 (ASBJ)	川西委員長、山口常勤委員
中国財政部会計司 (MOF-ARD)	Yu Chen
韓国会計基準委員会 (KASB)	Jae-Ho Kim 他
エフラグ (EFRAG)	Sebastián Harushimana 他
フランス国家会計基準局 (ANC)	Robert Ophèle 他
ドイツ会計基準委員会 (DRSC)	Sven Morich
英国エンドースメント審議会 (UKEB)	Pauline Wallace 他
ラテンアメリカ会計基準設定主体グループ (GLASS)	Benjamín Gallegos 他
カナダ会計基準審議会 (AcSB)	Armand Capisciolto 他
米国財務会計基準審議会 (FASB)	James Kroeker 他

#### (IASB 参加者)

Andreas Barckow 議長 (ASAF の議長)、Linda Mezon-Hutter 副議長、プロジェクト担当理事、担当スタッフ

<sup>1</sup> 一部の ASAF メンバーはウェブ会議で参加。

## 2024年3月ASAF会議の議題

議 題	予定 時間	実際 時間	参照 ページ
プロジェクトの近況報告と次回ASAF会議の議題	30分	25分	3
公的説明責任のない子会社：開示	60分	70分	5
料金規制対象活動	90分	70分	8
IFRS第9号の適用後レビュー — 減損	90分	55分	11
金融商品の分類及び測定の修正	75分	40分	16
IFRS第15号の適用後レビュー	90分	90分	20
財務諸表における気候関連及びその他の不確実性	60分	75分	23
変動対価に関するEFRAGプロジェクト	45分	35分	28
資本の特徴を有する金融商品	45分	50分	31

### 今後の日程(予定)

2024年7月8日及び9日(ロンドンIASB)

### ASAF会議への対応

- 今回のASAF会議への対応については、企業会計基準委員会のほかASAF対応専門委員会、料金規制会計専門委員会、金融商品専門委員会及びIFRS適用課題対応専門委員会において検討を行った。

## II. プロジェクトの近況報告と次回 ASAF 会議の議題

### 議題の概要

3. 本セッションでは、国際会計基準審議会（IASB）のプロジェクトの近況報告と、2024 年 7 月 8 日及び 9 日に開催予定の次回 ASAF 会議で取り上げる議題についての議論が行われた。
4. アジェンダ・ペーパーにおいては、次回 ASAF 会議の議題として以下が提案されている。
  - (1) 動的リスク管理（DRM）
  - (2) 企業結合 — 開示、のれん及び減損
  - (3) 引当金 — 的を絞った改善
  - (4) 排出物価格設定メカニズム（PPMs）
  - (5) 無形資産

### ASAF 会議での議論の概要

5. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) PPMs の議論を補完する炭素クレジットに関する我々の法域における調査結果やプロジェクトの状況について発表する機会をいただきたい。
- (2) 利害関係者と IFRS 第 17 号「保険契約」（以下「IFRS 第 17 号」という。）に関する議論を開始しており、IFRS 第 17 号の適用初年度における利用者の視点等についての議論の結果を発表する機会をいただきたい。
- (3) 我々の法域におけるキャッシュ・フロー計算書に関する調査が完了に近づいており、今後の ASAF 会議で発表する準備を進めている。
- (4) 2024 年 5 月に電力購入契約（PPA）に係る公開草案が公表されるのであれば、次回の ASAF 会議の時点におけるフィードバックを提供する又は IASB に寄せられているコメントについてのアップデートの提供を受ける機会をいただきたい。
- (5) PPA に係る公開草案についてのコメント期間を 90 日間に短縮することで、2024 年末までに PPA に係る会計基準の改正が公表されるのかを確認したい。我々の地域におけるエンドースメント・プロセスでは、2024 年末までに公表されない場合は、2024 年 12 月期において改正後の会計基準を適用することが困難となるため、短期間での

改正の最終化を望んでいる。

- (6) (5)の発言に関して) 世界中の異なるエンドースメント・プロセスを考慮し、公開草案についてのコメント期間を短縮することとした。2024 年末までの最終化を目指しているが、公開草案に寄せられたフィードバックへの対応次第であるため、確約することはできない。(IASB Barckow 議長)
- (7) (6)の発言に関して) バーチャル PPA の取引が多い法域においては、より複雑なヘッジ会計に関する提案を検討する必要があるため、90 日間というコメント期間は必要な期間と考える。多くの法域では公開草案の公表前から検討は進んでおり、次回の ASAF 会議で議論することは可能であると考えている。

### III. 公的説明責任のない子会社：開示

#### 議題の概要

6. IASB の公開草案「公的説明責任のない子会社：開示」（以下「公開草案」という。）は、2021 年 7 月に IASB から公表され、要件を満たす子会社が自らの財務諸表において開示要求を削減した IFRS 会計基準を適用することを認める新しい IFRS 会計基準書（以下「子会社基準書」という。）案を提案している。コメント期限は 2022 年 1 月までであり、IASB は 2022 年 4 月から 2023 年 6 月にかけて再審議を行った。2023 年 7 月の IASB ボード会議において技術的作業が完了し、書面投票プロセスを開始することが決定され、IASB は 2024 年 5 月に子会社基準書を公表する予定（発効日は 2027 年 1 月 1 日。なお、早期適用も認められる。）である。
7. 子会社基準書の開示要求は、2021 年 2 月末までに公表された IFRS 会計基準書に基づいており、IASB は、それ以降公表される IFRS 会計基準書における新規又は修正後の開示要求の取扱いについて、子会社基準書の公表後にキャッチアップ公開草案を公表し提案する予定である。
8. 本セッションの目的は、子会社基準書の概要及び予想される影響を ASAF メンバーに提供することであり、次の事項について IASB スタッフから説明がなされた。
  - (1) IASB が本プロジェクトを実施した理由
  - (2) 子会社基準書の概要
  - (3) 子会社基準書の維持管理の方法
  - (4) 子会社基準書により予想される影響
  - (5) 基本財務諸表に関する基準書との相互作用
9. 本セッションでは、ASAF メンバーに対する具体的な質問事項は設けられておらず、IASB スタッフの説明に基づいて議論が行われた。

#### ASAF 会議での議論の概要

10. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

##### **(子会社基準書の概要)**

- (1) 子会社基準書は、公的説明責任のない子会社における開示コストの削減をもたらす

と考えられ、利害関係者から肯定的な意見が聞かれている。

- (2) 我が法域において、非公開会社審議会（PCC）が、公的説明責任のない企業の開示の削減を今後検討する際に、子会社基準書の考え方を活用できる可能性があると考え
- る。

#### **（子会社基準書の適用範囲について）**

- (3) 公的説明責任や受託者責任を負っていない企業全般に子会社基準書のような開示要件の緩和が適用されれば有益である。
- (4) （(3)の発言に関して）これまで、中小企業（SME）、関連会社及びジョイント・ベンチャーにも適用範囲を広げられないのかとの意見が複数寄せられている。子会社基準書は斬新なアプローチであるため、適用範囲を拡大する前にこのアプローチが実務で機能すること、及び意図せぬ結果を生じさせないことを確認した後、将来的には適用範囲の拡大を検討することとしたい。（IASB Barckow 議長）
- (5) 子会社基準書における公的説明責任の定義が法域における法律上の定義と異なるため、適用にあたっては制度的な調整が必要となる。
- (6) 保険会社や、受託資産を有する企業における公的説明責任の有無について教育文書等で明らかにしていただきたい。
- (7) （(6)の発言に関して）公的説明責任の有無の判断について、今後、教育文書において取り扱うことを検討中であるが、保険会社の取扱いについては、法域によって保険会社に対する法的枠組みが異なっており、個々の事実及び状況を踏まえた判断が重要となると考えられる。（IASB スタッフ）

#### **（子会社基準書と IFRS for SMEs 会計基準との相互関係について）**

- (8) 今後の子会社基準書と IFRS for SMEs 会計基準との関連性について、両基準書の維持管理も含めて確認したい。
- (9) （(8)の発言に関して）完全版の IFRS 基準と認識及び測定 of 要求事項が相違する IFRS for SMEs 会計基準とは異なり、子会社基準書は IFRS 会計基準の一部である。このため、子会社基準書と IFRS for SMEs 会計基準は、切り離して検討を行う必要がある。ただし、次回の IFRS for SMEs 会計基準の修正を検討する場合には、子会社基準書において検討がなされた内容を参考にすることは考えられる。（IASB Barckow 議長、IASB 理事、IASB スタッフ）

- (10) ((8)の発言に関して) 子会社基準書は IFRS for SMEs 会計基準書とは異なり定期的に更新するものではなく、IFRS 会計基準書の更新と同時に維持管理していくこととなる。例えば、主要な IFRS 会計基準書について適用後レビューが行われた場合には、子会社基準書における削減された開示についても検討を行うことになると考えられる。なお、子会社基準書について適用後レビューを行うかどうか、また行う場合にどのように行うかについては決定していない。(IASB Barckow 議長)

## IV. 料金規制対象活動

### 議題の概要

11. IASB は 2021 年 1 月 28 日に公開草案「規制資産及び規制負債」（以下「ED」という。）を公表した（コメント期限：2021 年 7 月 30 日）。IASB は 2021 年 10 月以降、ED に対して寄せられたコメントを踏まえた再審議を行っている。本セッションでは、IASB から本プロジェクトの再審議の現況が報告され、ASAF メンバーからの意見が求められている。

12. ASAF メンバーに対する質問は、次のとおりである。

(1) 2023 年第 3 四半期から第 4 四半期に行われた次の暫定決定が、ASAF メンバーの法域内における利害関係者から寄せられたフィードバックに対応するうえで役立つものであるかどうか。

- ① 信用リスク
- ② 直接的な関係（の有無）の概念のアンケート調査
- ③ 関連する現金の授受が行われる時にのみ規制料金に影響を与える項目
- ④ 表示
- ⑤ 会計処理単位

### ASAF 会議での議論の概要

13. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### （信用リスク）

(1) 信用リスクに関して、企業が、規制資産の回収から生じる将来キャッシュ・フローへの影響だけではなく、規制負債の履行から生じる将来キャッシュ・フローへの影響も考慮して回収不能額を見積るという暫定決定に同意する。しかし、回収不能額の見積りを規制資産のみに配分するという暫定決定が会計処理単位及び規制資産と規制負債の表示上の相殺に関する他の暫定決定とどのような相互関係にあるのか明確ではないと考える。また、本暫定決定により、ED で提案されている規制収益又は規制費用の構成要素の開示にどのように影響するのか明確にしていきたい。

（ASBJ）

(2) 信用リスクに関する暫定決定に同意する。

- (3) 我々の法域では、企業が将来の規制料金に加算する金額が規制機関の裁量に左右されるリスクに注意を払っており、当該リスクも ED で提案されている不確実性に含まれると考える。
- (4) 利害関係者からは、回収不能額の見積りに予想信用損失引当金と同様のアプローチの適用を要望する意見や回収不能額を規制資産に配分する方法に関する追加的なガイダンスを求める意見が聞かれている。

#### **(直接的な関係 (の有無) の概念のアンケート調査)**

- (5) 直接的な関係 (の有無) の概念に関する暫定決定に同意する。
- (6) 我々の法域では、企業は、規制資本ベースと有形固定資産との間に直接的な関係を有していないことから、時点差異から強制可能な権利又は強制可能な義務が生じた場合でも規制資産又は規制負債が計上されないため、経済的な効果が財務諸表に反映されないことを懸念する意見が聞かれている。そこで、我々は、企業が直接的な関係を有していない場合でも規制資産又は規制負債の計上が可能となるトップダウンアプローチ (top-down approach) について検討を行っており、今後我々の審議会で議論を行う予定である。
- (7) 企業が規制資本ベースと有形固定資産との間に直接的な関係があるかどうかを判断するにあたってガイダンスを求める意見が聞かれており、判断に使用する指標や設例が最終基準に含まれるなら役に立つと考える。

#### **(関連する現金の授受が行われる時にのみ規制料金に影響を与える項目)**

- (8) 関連する現金の授受が行われる時にのみ規制料金に影響を与える項目に関連する暫定決定に同意する。
- (9) 暫定決定に関して、利用者からは有用な情報が提供されるとの意見が聞かれ、作成者からは複雑さが軽減されるとの意見が聞かれており、コスト・ベネフィットに適っていると考える。

#### **(表示)**

- (10) 規制資産に係る規制金利収益及び規制負債に係る規制金利費用を営業区分に分類する IASB の結論に同意する。また、規制負債に係る規制金利費用については、財務区分ではなく営業区分に分類することを企業に要求する上で公表予定の IFRS 会計基準書「財務諸表における表示及び開示」(以下「公表予定の PFS 基準書」という。)の修正が必要であることに同意する。同時に、当該改訂は公表予定の PFS 基準書にお

ける特別な取扱いであると考えられるが、IASB が新たな IFRS 会計基準を開発する際にこのような取扱いの追加を検討することを想定しているのかどうか明らかにされたい。(ASBJ)

- (11) 将来、規制負債に係る規制金利費用と同様の例外的な取扱いを求める要望を受ける場合に、負債に関連する利息を財務区分に計上するという公表予定の PFS 基準書の原則が損なわれないよう注意を払うべきである。
- (12) 表示に関する暫定決定に同意する。

**(会計処理単位)**

- (13) 時点差異から生じる権利及び義務のグループを会計処理単位として扱うことができる場合について要件を設け過ぎではないかと考える。

**(本プロジェクトのタイムライン)**

- (14) 今後 IASB で再審議が必要な項目として最低限の利率に関する ED の提案や IFRS 第 17 号との相互関係などが残っているが、2024 年内に再審議を完了させ、2025 年後半に基準の最終化を行う予定である。現時点では最終化時期が 2025 年後半より遅れることは想定していない。(IASB スタッフ)

## V. IFRS 第 9 号の適用後レビュー — 減損

### 議題の概要

14. IASB は、IFRS 第 9 号「金融商品」（以下「IFRS 第 9 号」という。）の減損の要求事項に係る適用後レビューの一環として、2023 年 5 月 30 日に情報要請「適用後レビュー IFRS 第 9 号『金融商品』 減損」（以下「本情報要請」という。）を公表し、2023 年 11 月より本情報要請に寄せられたフィードバックを踏まえた審議が行われている。
15. 本セッションでは、本情報要請に寄せられたフィードバックの概要及び IASB におけるこれまでの審議の状況のアップデートを提供し、様々な法域における本情報要請で識別されたその他の事項について議論すること、2024 年 3 月に開催された IFRS 解釈指針委員会で議論された適用に関する質問リストについて、ASAF メンバーに意見を求めるとされている。
16. ASAF メンバーへの質問は次のとおりである。

#### 質問 1

- (1) IASB のこれまでの議論について、何か質問や意見があるか。
- (2) IASB がこれらの事項に関するフィードバックに対して基準設定活動は行わないことを暫定的に決定したことを踏まえて、IASB がグループ内金融商品に関する適用上の課題を軽減するために取り得る他の措置について意見はあるか。

#### 質問 2

- (1) 識別された次の事項に関して、適用上の問題は広がりがあり、重大な影響があるか。  
ある場合には、その根本的な原因は何か。
  - ① ローン・コミットメントの定義の欠如
  - ② 個別に管理される商品の予想信用損失を見積る期間
  - ③ 予想信用損失の測定における信用補完
  - ④ 金融保証における長期的に受領される保証料の会計処理
  - ⑤ 購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）の信用リスクの事後的な改善に関する会計処理
- (2) 変更による混乱や実務上のコスト及び財務諸表利用者にとっての問題の重要性を考

慮したうえで、基準設定による便益がコストを上回ることが期待できると考えるか。

## ASAF 会議での議論の概要

17. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

### (質問 1 について)

#### 全般的な意見

- (1) 全体として、IFRS 第 9 号の予想信用損失モデルは機能していると考ええる。(ASBJ 他)
- (2) IASB がこれまでの議論において基準設定活動は行わないことを暫定的に決定したことに賛成する。
- (3) IFRS 第 9 号は全般的に十分機能しており、導入期間中に生じた問題はすべて解決されたと考ええる。また、新たな設例は既存の実務と矛盾する可能性があると考ええる。

#### 予想信用損失の認識に関する一般的なアプローチに関する意見

- (4) 購入した資産に関する予想信用損失の「二重計上」の問題について措置をとらないとする IASB の暫定決定に賛成する。一方、IFRS 第 3 号「企業結合」(以下「IFRS 第 3 号」という)との相互作用については検討が必要である。
- (5) 我々の法域では、予想信用損失モデルの適用後レビューを実施しており、適用後レビューの一環として実施した利害関係者へのアウトリーチを通じて識別された企業結合や資産の取得 (Asset acquisition) において購入した金融資産に関する「二重計上」の問題について検討している。
- (6) 我々の法域では、過去のデータや将来予測情報の入手、非上場関連当事者の信用格付の取得及びモデルの計算パラメータの選定に関して実務上の課題に直面している。このため、我々の法域における利害関係者からは、これらの実務上の課題について IASB が追加的なガイダンスや設例を提供することを提案する意見が聞かれている。
- (7) 信用減損の意味に関して、すべてのキャッシュ・フロー不足の評価によるものであるか又は債務者がデフォルトした結果としての不足であるかが不明確であり、また金融資産の条件変更と予想信用損失の要求事項との境界の問題と密接に関連することから、基準設定活動などによる明確化が重要であると考ええる。

#### グループ内金融商品に関する意見

- (8) 我々の法域では、多くの非金融機関（事業会社）においてグループ内金融商品を有しており、またこれらの企業は金融機関ほど詳細な作業を行うためのリソースを有していないため、営業債権やリース債権と同様にグループ内金融商品について単純化したアプローチを認めることが有益であるとの意見が聞かれている。（ASBJ）
- (9) 我々の法域では、連結財務諸表が IFRS 会計基準に準拠して作成・提出されている限り、個別財務諸表も IFRS 会計基準に準拠して作成することが義務付けられている。グループ内金融商品の信用リスクは一般的に低いと考えられるため、一般的なアプローチを適用するコストは便益を上回ると考える。このため、グループ内金融商品を IFRS 第 9 号の適用範囲から除外し、IAS 第 27 号「個別財務諸表」において、例えば予想信用損失に親会社からの支援といった主観的又は定性的な要因を反映することを認めることも有用であると考ええる。
- (10) グループ内金融商品に関して基準設定による解決を行わない暫定決定に同意する、一方、いくつかの事実パターンにおける IFRS 第 9 号の適用例を設例として提供することは有用であると考ええる。
- (11) 我々の法域では、市場金利を下回るグループ内金融商品の会計処理に関する実務慣行が、金融商品の認識及び測定に関する IASB スタッフの見解と整合していない場合があるため、この点について IASB が教育文書を提供することを提案する。また、IASB が償却原価測定に関するプロジェクトにおいて、グループ内金融商品に関する問題を検討することを提案する。
- (12) 我々の法域においてグループ内金融商品に一般的なアプローチを適用するコストは便益に見合わないとの意見が聞かれているものの、多くの利害関係者はこれに対応する方法を見出していると考ええる。また、会計事務所はグループ内金融商品に関するガイダンスを提供しており、これにより一貫した取扱いがなされていると考ええる。

#### 信用リスクの著しい増大（SICR）に関する意見

- (13) 我々の法域では、債務者単位のモデルから債権単位のモデルへの移行に関して多くの議論が行われている。モデル自体は債務者単位のモデルではないとしても、債務者単位の信用リスクを SICR 判定の分析の基礎としては使用し得ることを IASB が明確化することは非常に重要であると考えており、例えば、2 月の IASB ボード会議におけるアジェンダ・ペーパーの内容をフィードバック・ステートメントに記載することなどを検討いただきたい。（ASBJ）
- (14) SICR を判定する閾値に関して、実務においてバラつきがあると考ええる。この点、我々

の法域の利害関係者からは、定性的又は定量的なガイダンスを IASB が提供することを求める意見が聞かれている。

### その他

- (15) 条件変更、認識の中止、減損及び信用リスクに関する開示といった IASB が注目する論点の一覧に同意しており、これらの論点に関する進展を期待している。
- (16) 問題があると認識されているにもかかわらず適用後レビューの結果何も変わらなかった場合、識別された問題に取り組む価値がないと思われることを懸念する。
- (17) ((16)の発言に関して) 基準を変えるということは、すべての人のために変えるということであり、極少数の関係者の懸念ために基準を変えるものではないということを確認しなければならない。(IASB Barckow 議長)
- (18) ((17)の発言に関して) まだ適用後レビューは終わっておらず、基準設定以外に何ができるのかということについても議論することになる。(IASB スタッフ)
- (19) 適用後レビューの目的やデュー・プロセスについて、すべての人が理解しているわけではないため、適用後レビューの正当なプロセスや目的を再認識してもらう必要があると考える。

### **(質問 2 について)**

#### ローン・コミットメントの定義の欠如及び個別に管理される商品の予想信用損失を見積る期間に関する意見

- (20) IFRS 第 9 号 5.5.6 項と 5.5.20 項の関連が不明確であり、5.5.20 項の例外規定の当座貸越への適用可能性についても明確ではないことから、我々の法域における一部の銀行等金融機関では確約されていない当座貸越について IFRS 第 9 号に従い予想信用損失を認識している可能性がある。

#### 予想信用損失の測定における信用補完に関する意見

- (21) 信用補完が契約条件の一部であるか否かによって予想信用損失の測定方法が異なることに懸念がある。
- (22) IFRS 第 9 号に信用補完が契約条件の一部であるかを判断するためのガイダンスがないことにより実務におけるバラつきが生じているため、追加のガイダンスや明確化が必要と考える。

(23) 信用補完が契約条件の一部ではない金融保証契約に関して、一般的に IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」(以下「IAS 第 37 号」という。)の補填(Reimbursements)のガイダンスに準じた取扱いがなされているものの、取引の経済的実体を忠実に反映しない場合があると考ええる。

(24) 我々の法域では信用補完に関して実務上の多様性が生じているものの、基準設定による便益がコストを上回るほど重要とまではいえないと考える。

#### **金融保証における長期的に受領される保証料の会計処理に関する意見**

(25) ガイダンスがないことによって実務におけるバラつきが生じており、これにより比較可能性が損なわれていることに大きな懸念を有している。このため、IASB は金融保証における長期的に受領される保証料の事後の会計処理に関する適用ガイダンスを提供すべきと考える。

#### **POCI の信用リスクの事後的な改善に関する会計処理に関する意見**

(26) POCI の信用リスクの事後的な改善に関する会計処理の実務におけるバラつきが何を意味するのかについて、理解を深める必要があると考える。

(27) 減損利得の会計処理の違いは、金融資産の取得と運用を主要な事業活動とする企業において業績指標や規制上の指標に大きな影響を与える可能性があることから、IASB は信用リスクの事後的な改善に関する会計処理の明確化及び実務に資するガイダンスを提供することがよいと考える。

#### **その他**

(28) 識別された項目は重要性があると考えられるため、優先順位を付けることがよいと考える。

## VI. 金融商品の分類及び測定の修正

### 議題の概要

18. IASBでは、2023年9月より公開草案「金融商品の分類及び測定 of 修正（IFRS第9号及びIFRS第7号「金融商品：開示」（以下「IFRS第7号」という。）の修正案）」（以下「本公開草案」という。）に寄せられたフィードバックを踏まえた再審議が行われ、2024年2月のIASBボード会議において実質的な検討が概ね完了したとされている。
19. 本セッションでは、本公開草案に対するフィードバックに対応するIASBの暫定決定の概要を提供し、IFRS第9号の最終的な修正について、ASAFメンバーに意見が求められている。
20. アジェンダ・ペーパー（AP5）では、次の項目ごとに本公開草案における提案及び本公開草案に対するフィードバックに対応するIASBの暫定決定の主な内容が示された。
  - (1) 金融負債の認識の中止
  - (2) 金融資産の分類-全般
  - (3) ノンリコース要素を有する金融資産
  - (4) 契約上リンクしている金融商品（CLI）
  - (5) 開示：その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品
  - (6) 開示：契約上のキャッシュ・フローの変化
  - (7) 発効日及び経過措置

### ASAF 会議での議論の概要

21. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### **（金融負債の認識の中止）**

- (1) 全体として、IASBの暫定決定に賛同する。
- (2) 「決済日」の定義に関して、暫定決定とIFRS第9号の他の定め（IFRS第9号B3.1.6項）とで矛盾があるため、明確化すべきと考える。
- (3) IFRS第9号B3.3.8項(a)の要求事項に関して、支払指示の撤回、中止又は取消しを

行う能力について、「実際上の (practical)」能力に変更されたことに満足しているものの、「実際上の (practical)」が意味するものについて明確にすることがよいと考える。

- (4) (3)の発言に関して「実際上の (practical)」という用語について、各法域により異なる法律用語や取決めがあるため、詳細な説明は加えない方がよいと考える。

#### (金融資産の分類-全般)

- (5) 基本的な融資のリスク又はコスト以外の何かの存在を認めることは、元本及び元本残高に対する利息の支払のみ (SPPI) の概念と一見、矛盾しているように見える。我々の法域では、SPPI モデルの根本的な変更につながる可能性があるという懸念を有しており、この修正によりデリバティブが組み込まれている金融商品が SPPI 要件を満たすとして、償却原価で測定する区分に分類される可能性があるのではないかと懸念がある。IASB は、従前の分類を変更する意図がないのであれば、意図しない結果を生じさせないためにその旨を明確にすべきと考える。(ASBJ)
- (6) ESG に関連する修正について、注意すべき点があると考えている。「すべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的な事象を含まない類似の金融資産のキャッシュ・フローと著しく異ならない」という要件に関して、「著しく異ならない」の閾値によっては、例えば株価指数連動金融商品が SPPI 要件を満たす可能性があることに懸念がある。
- (7) (6)の発言に関して) 株価指数連動金融商品は、「偶発的な事象の前後のキャッシュ・フローが単独で SPPI である」という要件を満たさないと考える。SPPI の判定に関する IFRS 第 9 号の要求事項には順序があり、「すべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的な事象を含まない類似の金融資産のキャッシュ・フローと著しく異ならない」という要件は最後に検討するものである。(IASB スタッフ)
- (8) (7)の発言に関して) 株価指数連動金融商品が SPPI 要件を満たさないことを望んでいるものの、ESG に関連するキャッシュ・フローが単独では基本的な融資の性質を有していないと考えられたため、今回の改正を行うことになったものと考えている。
- (9) (8)の発言に関して) ESG は事象であり、関連するキャッシュ・フローが基本的な融資の性質を含んでいないという意味ではないと考えている。(IASB スタッフ)
- (10) IASB の暫定決定に全般的に賛成しているものの、「すべてのシナリオにおいて、契約上のキャッシュ・フローが、そのような偶発的な事象を含まない類似の金融資産の

キャッシュ・フローと著しく異なる」という要件に関して、類似の金融資産をどのように識別するかや、何が著しく異なるのかについて、明確化するべきと考える。

- (11) 今回の修正を歓迎しているものの、偶発的な事象に関する文言は理解しにくい部分がある。
- (12) 偶発的な事象の性質が基本的な融資のリスク及びコストの変化と直接的に関連していない場合であっても、特定の条件が満たされれば、キャッシュ・フローは SPPI となり得ることを IASB が明確化することを支持する。
- (13) 我々の法域においても、ESG 連動要素は多くのフィードバックを得ている分野であり、デリバティブの定義とデリバティブの範囲の例外を検討するプロジェクトが進行している。これらのプロジェクトが完了した際に、同様の取扱いとなることを期待している。
- (14) ESG に連動する特徴に関して、利息の要素という観点から説明する実行可能な方法はないと考えている。

#### **(ノンリコース要素を有する金融資産)**

- (15) 「金融商品の存続期間全体」への言及を削除した理由について、説明を追加することがよいと考える。

#### **(契約上リンクしている金融商品 (CLI))**

- (16) 原資産プールに IFRS 第 9 号の範囲に含まれない金融商品が含まれる場合に CLI に関するガイダンスが適用されるかどうか、また適用されない場合に IFRS 第 9 号のどの要求事項を適用すべきかを明確化すべきと考える。
- (17) 2024 年 1 月の IASB ボード会議では、ノンリコース要素は CLI の特徴の一つに過ぎず、他の特徴と切り離して検討することはできないため、ノンリコース要素に関する要求事項を CLI に適用することを企業に要求することは IASB の意図するところではないと説明されており、この内容を最終基準において明確にすることが有益であると考えている。
- (18) IFRS 第 9 号 B4.1.20A 項の設例は単純化されすぎており、他の状況においてどのように適用可能か不明確であると考えられるため、適切な変更を加えることを提案する。

#### **(開示-契約上のキャッシュ・フローの変化)**

- (19) 金融機関では様々な金融商品を保有しており、また今回の開示に対応することが困難な場合があると考えられるため、この分野に焦点を当てた設例を教育文書等で提供することがよいと考える。
- (20) 偶発的事象が発生してもキャッシュ・フローが著しく異ならないにも関わらず、多くの開示が要求されることに疑念がある。
- (21) IASB の暫定決定では、本公開草案から開示対象範囲の見直しを行っており、基本的な融資のリスクに関連するものは開示が要求されない一方、開示がない場合には予想できないようなこと及びそれがどの程度重大であるかに焦点を当てた開示要求事項となっている。(IASB 理事)

**(開示-その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品)**

- (22) IFRS 第7号第11A項の開示要求事項は、実際には報告期間中の公正価値の変動に焦点を当てたものであり、複数年度の累積的な影響を示すものではないため、リサイクリングされたかのような情報を提供するものとはいえないと考える。このため、この開示要求事項の意図が不明確であると考ええる。
- (23) ((22)の発言に関して) 仮にリサイクリングするとした場合の影響については、IFRS 第7号第11B項の開示要求事項によって提供される。(IASB スタッフ)

**(発効日及び経過措置)**

- (24) 発効日は1つとしつつ、修正の一部又は全体について早期適用を認めるという暫定決定に賛成する。

**(その他)**

- (25) 我々の法域における保険業界の関係者は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定した資本性金融商品のリサイクリング及び減損の重要性を検討している。
- (26) SPPI と関連する償却原価測定に関するプロジェクトをアジェンダに追加することを強く要請する。
- (27) ((26)の発言に関して) 償却原価測定に関するプロジェクトは、次の四半期に開始される予定である。(IASB Barckow 議長)

## VII. IFRS 第 15 号の適用後レビュー

### 議題の概要

22. IASB は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」（以下「IFRS 第 15 号」という。）の適用後レビューを行っており、2024 年 1 月から適用後レビューにおける情報要請に寄せられたフィードバックに関する審議を行っている。
23. 情報要請に寄せられたフィードバックの概要は、非常に肯定的であり根本的な疑問は呈されていない一方で、いくつかの適用上の課題が指摘されたとされている。
24. 本セッションでは、以下について議論が行われた。
  - (1) 前項に記載のフィードバックの概要
  - (2) 2024 年 2 月から 3 月の IASB の暫定決定

### ASAF 会議での議論の概要

25. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### **（全般的なフィードバックの概要）**

- (1) IFRS 第 15 号の既存の要求事項の変更には、変更を実施するために生じ得るコストと比較して、変更による便益が得られることについての十分な証拠が必要である。このため、大多数の適用上の課題について追加の行動を取らないという、2 月及び 3 月の IASB の暫定決定に同意する。(ASBJ)
- (2) 適用後レビューの過程では、適用上の課題が新たな収益認識の会計基準に関連する問題なのか、本会計基準の公表前から存在する問題なのかを区別することが重要であると考えられる。なぜなら、どのような基準でも、適用上の疑問点や判断の必要性は生じるためである。
- (3) 我々の法域の利害関係者からは、IFRS 第 15 号と他の基準、特に IFRS 第 3 号、IFRS 第 16 号「リース」（以下「IFRS 第 16 号」という。）、IFRS 第 10 号「連結財務諸表」との相互作用に焦点を当てた、横断的なプロジェクトを望む意見も聞かれている。

#### **（「負」の収益）**

- (4) 我々の法域では、IASB が「負」の収益について追加の行動をとることを期待する声が寄せられている。具体的には、どのような状況で顧客に支払われる対価が「負」の

収益となるのか、費用または資産として認識すべきか、実務上の多様性が見られると指摘されている。また、「負」の収益についての開示が、企業が IFRS 第 15 号の第 70 項をどのように適用したかを理解する上で有用な情報を提供する可能性があることを指摘する意見も聞かれている。(ASBJ)

- (5) 我々の法域においても、「負」の収益の表示に関する論点及び実務の多様性が識別されてはいるが、広範な問題とはなっていないと結論付けた。「負」の収益の金額が多額である場合には、ビジネス自体の問題が生じている可能性も指摘されている。
- (6) 「負」の収益については、料金規制会計の議論においても損益計算書のトップラインについて議論する際に、「負」となる場合の要件を明確にする必要があるのではないかと意見は継続的に聞かれており、明確化を求める意見があるのは理解できる。IFRS 第 18 号や料金規制活動の基準等を通じて収益の表示について対応すべき点もあると考える。
- (7) 「負」の収益について、本人なのか、代理人なのかの開示がなされていない。会計処理が判断を伴う点は理解するが、財務諸表利用者が調整する必要があるかどうかを判断するために開示が必要と考える。(IASB 理事)
- (8) ((7) の発言に関して) 開示により、財務諸表利用者が様々な判断を理解して評価できるようになるため、開示による解決方法は考えられる方法の一つかもしれない。

#### **(契約における履行義務の識別)**

- (9) IFRS 第 15 号の要求事項に根本的な疑問はないことに賛成しており、また、BC の説明を追加するかどうか後で議論することにも賛成している。しかし、我々の法域の少数の利害関係者は、複雑な取引について IFRS 第 15 号の要求事項が十分に明確でないと感じている。
- (10) このトピックで得られた適用上の課題は業界特有のものであり、そこから会計基準の全般的な問題点を導き出すのは困難であると考ええる。

#### **(その他の取引価格の算定)**

- (11) FASB ASC Topic 606 「顧客との契約から生じる収益」の結論の根拠の第 38 項において、本人として行動する企業が、仲介業者への請求額に応じて収益を認識することを要求事項としていることを踏まえて、我々の法域の利害関係者は、IASB が IFRS 第 15 号に同様の修正を加えることを望む意見も聞かれている。

#### **(本人であるか代理人であるかの検討)**

- (12) 適用上の課題は、収益を総額表示したい場合に指標が示す結果が異なる場合に生じるものであると考える。また、監査人からの明確化に関する要望は多いが、作成者からは、何かを変える意図がないのであれば進めるべきではないという意見が聞かれている。
- (13) 複数当事者の本人なのか代理人なのかの検討における適用上の課題は、経済のデジタル化が進む中で、急速に拡大している。例えば、結論の根拠の記載を基準本体に移動し、支配の概念が指標の評価に優先することを明確にすることで基準設定の意図に沿った適切な判断が可能になると考える。
- (14) 本人なのか代理人なのかの検討に関する、結論の根拠における説明の一部を基準に追加することは有用である可能性があり、後日議論することに賛成する。
- (15) ((13)及び(14)の発言に対して) ガイダンス又は設例を追加したとしても、すべての適用上の課題に対処することはできない。会計上、支配は二元的に支配があるか、ないかで判断されるように見えるが、複雑な取引では総合的な評価とならざるを得ないと考えている。また、基準設定は不要であるとしながらも、何かしらの追加の対応を望む発言もあるが、新しい条項や設例を加えたり、結論の根拠の記載の一部を基準化したりすることもすべて基準設定であり、適正手続に基づいて労力を割り当てる必要がある。基準設定以外でできることは教育文書くらいである。(IASB Barckow 議長)
- (16) IASB がサービス及び無形資産に対する支配の評価を重要視していることに賛同するが、優先順位が低く、次回のアジェンダ協議で検討されている点について、長い時間がかかることを懸念している。
- (17) サービス及び無形資産に対する支配の評価の論点を、優先度を低としたことについて、優先順位をどのように付けどのように適用していくのかを利害関係者に説明することが必要であると考え。
- (18) 現行の会計基準においても関連する箇所では支配の原則が述べられていると考えている。(IASB 理事)

## VIII. 財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

### 議題の概要

26. サステナビリティ開示基準において気候関連リスクに関する情報開示が求められる中で、気候関連リスクについて財務諸表の数値と他の箇所で開示されている情報とが整合していないように見えること（不整合性）及び財務諸表における気候関連リスクの情報が不十分である可能性があること（不十分性）の懸念を受け、2023年3月よりの絞ったプロジェクトが開始されている。
27. 2023年9月のIASBボード会議において、財務諸表において気候関連リスクの影響を報告することに関しての利害関係者の懸念に対応するために取り得るアクションについて、次のことを行うことを決定した。
- (1) IFRS会計基準の要求事項を気候関連及びその他の不確実性の影響の報告に適用する方法を例示するための設例を作成すべきかどうかの検討
  - (2) 見積りに関する情報の開示に関してのIFRS会計基準の要求事項の明確化又は拡充の検討
28. IASBスタッフは2024年3月のIASBボード会議において、前項(1)に関し、設例の策定方針（設例に含める領域、単独の設例かウォーク・スルー設例か、媒体等）及び具体的な設例案について示すとともに、前項(2)に関し、見積り情報の開示に関する基準設定の追加のフィードバックを利害関係者から得ることを提案している。なお、当該ボード会議では特段の決定は求められていない。
29. 上記2024年3月のIASBボード会議の議案を受けて、ASAFメンバーに対して、以下の質問がなされた。
- (1) 2024年3月のIASBボード会議のアジェンダ・ペーパーに示されている設例開発の検討又は具体的な設例案に関して、意見や質問はあるか。
  - (2) 本プロジェクトの状況や今後の計画について、意見や質問はあるか。

### ASAF 会議での議論の概要

30. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

#### (全般)

- (1) スタッフの分析では、基準設定の必要性を示す十分な証拠がないとする一方で設例の開

発は必要としている。設例を追加することも基準の設定に含まれるとする立場を取るならば矛盾が生じているように思える。何らかの問題を識別したが、必ずしも基準の変更の必要性はないため、他の方法を検討していることを明確にする必要があると考える。

(ASBJ 他)

- (2) 本プロジェクトは気候関連だけではなく、その他の不確実性も含んでいるにもかかわらず、具体的な設例案は、気候関連に過度に重点を置いた記載となっているのではないか。気候関連以外のその他の不確実性の設例も含めて、バランスよく設例を作成する必要がある。(ASBJ 他)
- (3) 一般的に、設例は、設例に示されたモデルに常に従ってしまう懸念があるが、現状の設例案は、財務諸表と関連するサステナビリティ開示基準との間のコネクティビティを改善する取組みと理解している。設例案は検討のスターティングポイントとして良いものとなっているが、相互参照の必要性については議論が十分でないと考えられる。
- (4) 財務諸表と関連するサステナビリティ開示とのコネクティビティを示すことは重要であるが、財務諸表外に相互参照を行うのみで財務諸表に直接開示が行われないのであれば、監査の問題等のすべての考慮すべき事項をまず理解する必要があることに留意したい。(IASB Barckow 議長)
- (5) ((4)の発言に関して) IFRS 会計基準を使用している法域でも、ISSB 基準ではないサステナビリティ開示基準を使用している法域があることに留意する必要がある。IFRS 会計基準の開示での ISSB 基準への相互参照は、そのような法域の企業にとっては煩雑となるため、より一般化することを検討する必要がある。(ASBJ)
- (6) ((4)の発言に関して) 財務諸表外の情報への相互参照に関して、IASB は相互参照することについて規制上の問題がある法域も存在することを考慮した上で、財務諸表と関連するサステナビリティ開示とのコネクティビティをどのように示すべきかを検討する必要がある。これには、基礎的なレベルで ISSB と共同戦略を保有して対処する必要があるが、いつどのように対処するのが適切かいずれ検討することになると考えられる。(IASB 理事)
- (7) 開示のほか認識及び測定 of 要求事項についても、具体的な判断過程のステップを含めて設例とすることが有用ではないか。
- (8) 設例案における重要性の判断過程に関して、IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」で示されている 4 ステップ (事象の識別、評価、整理、見直し) に沿ったも

のとすることが望ましい。

- (9) 定量的に重要性がある中期的な気候関連リスクに関する開示についても、追加的な設例を示すことが望ましい。
- (10) 設例案について、特定の事実パターンのみに対する適用を示すものであること及び規範性についての懸念が寄せられている。また、追加的な情報の開示場所について、「経営者による説明」に含めることがより適当ではないかという意見もある。
- (11) 本プロジェクトの潜在的なアクションのうち財務諸表の役割に関する記事は、期待ギャップ解消の観点から、大変重要である。当該記事は、ASAF メンバーのレビュー又は通常の教育的資料のプロセスに追加して対処される必要があるのではないか。
- (12) 本プロジェクトの方向性について、同意する。

#### **(単独の設例かウォーク・スルー設例かについて)**

- (13) 利害関係者の見解の中には単独の設例で足りるとするものもあるが、企業が直面している問題は非常に複雑であり、その複雑さの一面にのみ焦点をあてた設例では不十分であるため、ウォーク・スルーの設例が必要であるとする見解も多い。単独の設例とするのであれば今後設例を拡張していくことも考えられる。
- (14) ウォーク・スルーの設例は有益ではあるものの、基準上の要求事項に焦点があたりず企業の開示がボイラープレートとなるリスクがあるため、単独の設例が好ましいと考える。

#### **(設例の媒体について)**

- (15) 設例の媒体について、IASB スタッフの提案の通り IFRS 会計基準に付属する設例に含めることは適切であると考ええる。
- (16) 我が法域の利害関係者は、設例の媒体は二段階のアプローチを提案している。すなわち、利害関係者の懸念に早急に対処するため、まずは教育的資料として設例を示した上で、実務におけるフィードバックに従って設例を改善した後で IFRS 会計基準に付属する設例とすることが適切であると考えている。

#### **(個々の設例案について)**

- (17) 設例案 1 は、気候変動を予期しない状況として考慮しておらず、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」(以下「IAS 第 1 号」という。) 第 31 項の要求事項を拡大解釈している可能性がある。これにより、利用者からの非現実的な開示要求に繋がるおそれがある。

- IAS 第 1 号第 125 項を参照する他の設例についても、同様に要求事項の拡大解釈となっているのではないかと懸念がある。
- (18) 設例案 1 は資本集約型の企業を前提としており、設例案 2 は労働集約型の企業を前提にしているため、作成者の目線からすると自社が資本集約型に該当するか否かを判断した上で、開示要求について設例案 1 もしくは設例案 2 の一方にのみ着目してしまう可能性がある。このため、資本集約型の企業を前提に設例案 1 と設例案 2 の内容を通して説明できるように設例案を修正することが望ましい。
- (19) 最初の 2 つの設例案については、どこまで開示が必要になるのかという問題がある。様々なリスク要因のうち 1 つの悲観的なシナリオを捉えた開示が示されており、他のリスクや他の状況についてもそれぞれ開示が要求されるのか、過年度の開示が翌事業年度以降の更なる開示の期待を生むのか等が懸念される。財務諸表利用者の過度な期待を加速させる結果とならないかと懸念がある。
- (20) 設例案 5 は、法域によっても異なる状況もあるが、前提条件となる事実パターンに現実味がない又は当てはまる状況が限定的過ぎるため、他の事実パターンを考慮することが考えられる。
- (21) 設例案 5 は、IAS 第 12 号「法人所得税」第 82 項の適用の有無に関する分析の記載がないため、追記する必要があると考える。
- (22) 設例案 5 は、規制が施行された場合に収益性に重要な影響がある前提となっているが、継続企業的前提、資産の減損等の他の考慮事項が必要となるのではないかと懸念がある。
- (23) 設例案 6 は、デフォルト発生時の損失に織り込まれる気候変動関連リスクを開示することを求めているが、その内容は過度に詳細であり、IFRS 第 7 号第 36G 項の要求事項を超えるものとなっているのではないかと懸念がある。
- (24) 設例案 7 は、当該設例案の開示が IAS 第 37 号に基づくものとする共通認識が存在するかどうかについて疑問があり、IAS 第 1 号に従って開示が要求されるものではないかと懸念がある。IAS 第 37 号に基づくものであれば、金額的に重要性のないものすべてに対して定性的な情報開示を検討することとなり、企業に過度の負担となるおそれがある。一方、IAS 第 1 号に基づくものであれば、企業の財政状態や経営成績を理解する上で、当該情報の省略が利用者を本当に誤解させるかどうかのポイントとなる。(ASBJ 他)
- (25) 設例案 7 は、資産除去債務を決済するために必要な費用の引当計上を、定量的重要性がないため省略している前提としている。しかし、企業には資源の流出によって

決済する義務があるため、将来キャッシュ・フローの仮定に含めて開示する必要があるのではないか。

(26) 設例案 8 は、固定資産の分解された情報の重要性判断が問題となるが具体的な記載がないため、重要性の判断過程を示すことが有用ではないか。

## IX. 変動対価に関する EFRAG プロジェクト

### 議題の概要

31. EFRAG は 2022 年 9 月に変動対価に関するディスカッション・ペーパー「ACCOUNTING FOR VARIABLE CONSIDERTATION: FROM A PURCHASER'S PERSPECTIVE (変動対価の会計処理：購入者の視点から)」(以下「本 DP」という。)を公表し、意見募集が 2023 年 11 月まで行われた。
32. 本セッションでは、変動対価に関するリサーチ・プロジェクトの結果について EFRAG による説明が行われた。その概要は次のとおりである。
33. 本 DP では、購入者における変動対価の会計処理に関する論点について実務において多様性が見受けられる次の 2 つの論点に関して、EFRAG の分析及び代替案が示され、フィードバックでは、この 2 つの論点に関する考え得る解決策について、多様な意見が聞かれた。

#### (1) 変動対価に対する負債を認識する時期

代替案 1：購入者が取得した資産の支配を獲得した時点で負債を認識する。ただし、購入者が変動対価を生じさせる行動を回避する実際上の能力を有している場合を除く。

代替案 2：購入者が変動対価の発生原因となる行動を取った時点で負債を認識する。

#### (2) 変動対価の見積りの事後変動を取得資産の原価に反映させるべきか

代替案 1：資産の取得原価に反映しない（すなわち、変動対価の負債の変動に伴い費用又は利益を認識する。）。

代替案 2：変動対価の見積りの事後のすべての変動について、資産の取得原価に反映する。

代替案 3：資産の取得原価に反映する場合もある。この場合、資産の取得原価に反映する場合についての基準として、次のものが提案されている。

- ① 変動対価の見積りが資産の当初測定に含まれている場合、資産の取得原価に反映する。
- ② 変動対価の見積りの変更が資産の意図された使用を開始する前に発生した場合、資産の取得原価に反映する。
- ③ 変動対価が資産から得られる将来の経済的便益の変動に関連する範囲内で

資産の取得原価に反映する。

- ④ 変動対価が資産の初期品質と連動する範囲内で資産の取得原価に反映する。

34. 基準設定アプローチについては、統一された原則を策定するよりも、基準ごとの修正を支持する意見が大半であった。

35. その他の留意点

(1) IFRS 第 15 号のミラーリングアプローチの適用に関する質問について、IFRS 第 15 号の要求事項は、資産の取得原価を正確に見積ることよりも、損益計算書に成果を反映することであるという反対意見が聞かれている。

(2) フィードバックは本 DP の分析及び気付事項が次の IASB の作業計画と関連していることを示している。

① 引当金-的を絞った改善プロジェクトにおいて、回避する実際上の能力を有していないことの決定に関する議論及びフィードバックと関連している。

② 無形資産プロジェクトにおいて、取得原価の定義及び取得原価の更新に関する議論及びフィードバックと関連している。

③ 持分法プロジェクトにおいて、変動対価の負債の認識及び変動対価の見積りの事後変動の会計処理に関する議論と関連している。

④ FICE プロジェクトにおいて、企業の将来の行動に関連する議論及びフィードバックと関連している。

(3) その他のフィードバックは次のとおりである。

① 何人かの回答者は、本 DP は開示、測定の問題、契約の実質を検討すべきであると指摘した。

② ある回答者は、公正価値で測定される資産に本 DP で提起された問題が生じていると指摘した。

③ いくつかのコメントは、本 DP が追加的な対価が移転される例にも焦点を当てることに言及した。取得価額が減額されるような状況も考慮すべきである。

④ 変動対価の負債が存在するかどうかではなく、資産の最も有用な測定がどのようなものかを出発点とすべきかどうかを検討すべきである。

## ASAF 会議での議論の概要

36. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

- (1) EFRAG の変動対価に関するプロジェクトにおける取得原価の定義や取得原価の更新に関する論点は、IFRS 第 16 号の適用後レビューにおける使用权資産及びリース負債の測定に関する論点にも関連するものであり、EFRAG の本 DP に関する議論及びフィードバックは今後の IASB プロジェクトの議論に貴重な洞察を提供することになるのではないかと考えられる。
- (2) EFRAG の変動対価に関するプロジェクトは認識及び測定に関する論点など多くの論点に及んでいるため、もう少し細分化し、収集した情報から必要な情報を選択し検討することができれば、IASB のプロジェクトにとっても有益ではないかと考えられる。
- (3) EFRAG による変動対価に関するプロジェクトは非常に有益であり、将来 IASB のアジェンダに含まれるべきと考えている。IFRS 第 15 号におけるミラーリングアプローチを適用することで有用な情報を提供することができるかという質問については、売手と購入者の非対称性が低減されることや連結の観点から優れていると考えられるため賛成である。
- (4) 限られたリソースにより優先順位をつけてプロジェクトに取り組む必要がある中では、他のプロジェクトよりも変動対価は相対的に重要性が低いとため IASB のプロジェクトに取り上げられる可能性は低いと考えられる。(IASB Barckow 議長)

## X. 資本の特徴を有する金融商品

### 議題の概要

37. EFRAG は、IASB の公開草案「資本の特徴を有する金融商品」(以下「本公開草案」という。)における提案に対する、欧州の主要な金融機関 11 社からのコメントのうち、反対意見の多かったものを重点的に紹介し、ASAF メンバーからの意見を求めた。EFRAG の説明の概要は次のとおりである。

#### (1) 全般

本公開草案の理解可能性については、前述の 11 社のうち半数以上が一部分しか理解可能でないと回答したが、その主な要因は質問 1 「関連する法律又は規則の影響」の提案が、理解可能でない、又は十分に明瞭でないと考えていることである。具体的には、「追加される」契約上の権利及び義務の解釈が回答者によって異なっていることから、提案により意図しない結果を懸念する声が多く聞かれた。

#### (2) 質問 3 「企業自身の資本性金融商品を購入する義務」

金融負債の当初認識時に、非支配持分を計上したまま親会社資本を借方計上する提案や、金融負債の再測定の違いを純損益で表示する提案に多くの反対意見がある。

#### (3) 質問 6 「金融負債及び資本性金融商品の分類変更」

時の経過により有効となる又は有効でなくなる契約条件に伴う分類変更を禁止している提案について反対する意見が多かった。

#### (4) 質問 7 「開示」

金融商品の契約条件の開示を要求するという提案について、多くの種類の金融商品を発行する企業から、開示コストの過剰負担から、コストに見合う便益があるのかどうかという懸念の声が聞かれている。

#### (5) 質問 8 「普通株主に帰属する金額の表示」

半数の回答者から親会社の普通株主と親会社のその他の株主との配分を行うことが、普通株主の定義が法域によっては不明瞭であること等を理由に、困難であるとされていると紹介された。

#### (6) 質問 9 「経過措置」

大多数の回答者が比較情報を修正再表示して遡及適用する提案に反対している。

## ASAF 会議での議論の概要

38. 参加者からの主な発言は次のとおりである。

### (本公開草案全般について)

- (1) 我々の法域での懸念が他の法域と共通する点があることを確認できてよかった。我々の法域でも、関連する法律又は規則の影響及び条件付決済条項について、一部 EFRAG と同じような懸念が聞かれている。異なる点としては、質問 2 の企業自身の資本性金融商品での決済における固定対固定条件の明確化の提案があり、時の経過による修正に関して、我々の法域では実務上大きな変更が生じる可能性があるとの指摘がある点が挙げられる。
- (2) 本公開草案は新たな会計処理を決めることは目的としておらず、会計処理に明瞭性をもたらすことを目指している。しかしながら、一部の提案が現行の会計実務に変更をもたらさないというわけではない。我々は支持を多く得ることよりも、議論の堅牢性や提案がもたらすメリットを重視しているため、別の根拠を提示してもらえば、最終基準に入れるかどうかを検討する。(IASB Barckow 議長)

### (企業自身の資本性金融商品を購入する義務について)

- (3) NCI プットの行使価格により関係者の意見に違いがあることが分かってきているので、NCI プットの会計処理の提案に対するコメントでは、公正価値で行使可能なのか、又は固定価格で行使可能なのか等、どのような種類の NCI プットについて言及しているのか区別してほしい。(IASB スタッフ)

### (開示について)

- (4) 開示については、我々の法域でも作成者から EFRAG が紹介した意見と同じ開示負担に関する意見を聞いている。しかし利用者はこの開示要件を気に入っており、分類における多様性を改善することよりも高い価値を見出しているようである。本プロジェクトで議論されている金融商品が非常に複雑であることを考えると、提案されているような開示がなされないと投資家は不利になると考えている。開示の困難さは金融商品の複雑さが原因ではないかと考えている。
- (5) ((4)の発言に対して) 開示については、投資家の意思決定に違いをもたらす可能性があると思われるものを開示すべきで、そこに重要性の果たす役割があると考えている。開示については、利用者と作成者の双方の意見をいずれにも偏らずに考慮し、提案の必要性や低コストの代替案の有無を過去 1 年以上にわたり IASB ボード会議で審議し

てきている。支払能力への影響等は分類で表現し切れないものであり、開示での情報提供が必要とされている。(IASB Barckow 議長)

- (6) 我々の法域の投資家のアドバイザーグループからも(4)と同じ意見を聞いており、作成者の負担は大きいですが、この開示要件は維持すべきである。この提案を投資家はより良く理解しており、必要と考えているためである。

以 上